

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

市町村コード

4 7 2 0 5 1

宜野湾市役所 税務課市民税係
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
098-893-4411 (内線1862～1865)

〈市〉

平素は、本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年も給与支払報告書(「個人別明細書」・「総括表」)の提出の時期となりましたので、「総括表」および、「仕切紙」を送付いたします。
「総括表」および、「仕切紙」は、給与支払報告書提出時に本状説明のようにご使用ください。
関与税理士等から給与支払報告書の提出をいただく場合、必ず関与税理士等への本状の転送をしてください。

つきましては、必要事項をご記入の上、**令和7年1月15日**までの提出にご協力お願いいたします。

報告書の提出について

期限について、令和7年1月31日までとなっておりますが、なるべく**令和7年1月15日**までに提出くださるようご協力お願いいたします。

宜野湾市においては、給与支払報告書の提出は**1部ずつで構いません。**

* 印字内容の誤りについて *

本状記載の名称・所在地に変更等がある場合は、朱書きで訂正願います。

裏面もご覧ください

宜野湾市

(総括表兼特別徴収仕切紙)

⑦給与支払報告書 (総括表)
(きりとり)

追加 訂正										特別徴収義務者 指 定 番 号			
宜野湾市長 様 令和 年 月 日 提出 コード472051													
給与支払者の 法人番号又は 個人番号												事 業 種 目	
フリガナ												(他市町村含む)	
名 称												受給者総人員	
所 在 地												特 別 徴 収	
代表者氏名												普 通 徴 収 (退職者)	
連絡者の氏名 所 属 及 び 電 話 番 号												普 通 徴 収 (退職者を除く)	
氏 名												合 計	
(電話)												所 轄 税 務 署	
												税務署	
会計事務所 等の名称及び 電 話 番 号												給 与 支 払 方 法 と 期 日	
(電話)												納 入 書 の 送 付 要 ・ 不 要	
税額通知書の 送付先につ いて												市役所からの書類送付を上記の所在地以外に希望・変更される場合には、別添の「特別徴収義務者所在地等変更通知書」を提出して下さい。(変更ない場合は提出不要)	

【給与支払報告書(総括表)記載要領】

- 被扶養者の氏名及び個人番号を必ず記載してください。個人番号が不明の場合は、個人別明細書の摘要欄に対象者の生年月日・ご住所を記載してください。
- 前職分の給与を合算する場合、個人別明細書の摘要欄に前職会社名・支払金額・社会保険料等を必ず記載してください。(二重課税防止の為)
- 「連絡者の氏名・電話番号」欄は、この報告書について後日確認をする際に必要となります。必ず記載してください。

eLTAX又は光ディスク等による提出義務基準の引き下げ

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書について、前々年における税務署に提出すべき源泉徴収票の枚数が**100枚以上(改正前:1,000枚以上)**の場合、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

例えば、令和2年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合は、令和4年1月に各自治体へ提出する給与支払報告書については、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。

eLTAX(エルタックス)の利用をおすすめしています

- オフィスや自宅からインターネットを通じて簡単に手続きができます。
- 紙に印刷したり、提出する市町村ごとに分けて郵送する必要がありません。
- eLTAX用の無償ソフト「Pcdesk」で簡単に給与支払報告書を作成できます。

詳しくは「eLTAXのホームページ」をご覧ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

資料連番 (きりとり) 市町村コード 472051

指定番号

仕 切 紙

市・県民税を **普通徴収** する人
(個人納付)

記号	普 通 徴 収 切 替 理 由	人数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者 (給与の支払が不定期的場合を含む)	人
c	退職者または休職者(5月31日までに予定している者を含む)	人
d	税額が支給給与額を上回るため、給与から天引きできない者	人
e	乙欄適用者 (他の事業所で特別徴収されている者)	人
f	事業専従者(青色申告者は除く)	人
普通徴収対象者 合計人数		人

重 要

給与支払報告書の摘要欄に記号(a～f)の記載が無い場合は、原則として特別徴収となりますので注意してください。

【個人住民税普通徴収への切替理由の記入について】

- 個人住民税を給与から特別徴収できない方(上記事項のいずれかに該当する方)については、給与支払報告書の摘要欄に該当記号(a～f)をご記入ください。
※ eLTAX等による提出についても同様です。
- 上記事項に該当しない方は、法の規定により特別徴収となります。

(給与事務担当) 様へ
(関与税理士)

～市・県民税の徴収について～

給与天引きの人については、毎年5月末までに、新年度の市・県民税特別徴収税額の通知書を送付しておりますが、通知書に記載させていただく受給者氏名等は、「特別徴収する人」として、区分させていただいた人となります。普通徴収切替理由に該当する人については、「普通徴収する人」の仕切紙をご使用のうえ、取りまとめてくださるようご注意願います。

他市町村（他事業所）分の作成等お忙しいとは存じますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

この仕切紙は、普通徴収（個人納付）する人を取りまとめていただく際に、ご使用いただくものです。

○記載漏れがないか提出前にもう一度確認をお願いします！

【住 所】…1月1日現在の住所となります。

【フリガナ】…必ずフリガナも記入してください。

【摘 要 欄】…

前職がある人は、前職分の支払金額・支払者名等を、扶養している親族がいる場合は、対象者の氏名・続柄・生年月日、市外住民の場合は住所の記入を忘れずをお願いします。

【受給者生年月日】…元号と生年月日の記入を忘れずをお願いします

【中途就・退職】…該当する欄に○印で記入し、就退職日の記入も忘れずをお願いします

※16歳未満の年少扶養親族の記載について

16歳未満の年少扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、16歳未満の年少扶養親族を含めて、個人市・県民税が非課税となるかどうかを判定します。給与支払報告書の『16歳未満』の項目に人数を、「16歳未満の扶養親族」欄に氏名と個人番号を忘れずにご記入ください。

重 要

市・県民税（住民税）の特別徴収（給与天引き）について

地方税法では、給与所得者の市・県民税（住民税）は、特別徴収（給与天引き）の方法によることとなっており、所得税の源泉徴収義務者である者は市・県民税（住民税）の特別徴収義務者として指定を受けることになります。〔地方税法第321条の3、第321条の4〕

普通徴収切替理由に該当しない限り普通徴収（個人納付）の方法によって徴収することはできません。

給与支払報告書の提出方法

特別徴収対象者もしくは普通徴収対象者のみの場合



○総括表に対象者人数を記載し、その後ろに人数分の個人別明細書を付けて提出してください

給与支払報告書
(個人別明細書)

特別徴収対象者と普通徴収対象者 両方の提出の場合



○総括表に特別徴収・普通徴収それぞれの対象人数を記載し、特別徴収者と普通徴収者の間に「仕切紙」を挟んで提出してください。

給与支払報告書
(個人別明細書)

重 要

普通徴収として提出する場合は、総括表及び仕切紙に対象人数を記載し、個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由に該当するアルファベットの記載を忘れずをお願いします。記載がない場合は原則として特別徴収となりますので注意してください。

給与支払報告書
(個人別明細書)

摘要欄
理由: C

～提出前にチェック～

○総括表○
☐法人番号・個人番号は記入していますか
☐報告人員と給与支払報告書数は合っていますか

○給与支払報告書○
☐源泉徴収票は混ざっていませんか
(提出は全て「給与支払報告書」となります)
☐氏名・住所・生年月日・個人番号は記入していますか
☐扶養親族の氏名・個人番号は記入していますか
☐別居扶養親族がいる場合、摘要欄に住所・生年月日も記入していますか
☐16歳未満の扶養親族がいる場合、人数等の記入は漏れていませんか
☐前職分給与を含んでいる場合、摘要欄に前職場名、支払い額等記入していますか
☐就退職のある方は、日付の記入漏れはありませんか
☐個人番号が不明の場合、摘要欄にその方の生年月日、住所の記入していますか？

(問い合わせ先)

宜野湾市役所

税務課 市民税係

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

Tel. (098) 893-4411

内線 1862～1865